

(様式第1号)

## 農業振興地域整備計画変更理由書

## 1 変更内容（総括表）

## (1) 重要変更に係るもの（法第13条関係）

変更後の用途	件数	現況地目別面積		農用地利用計画上の用途区分別面積		備考
(編入) 農地	13	田	15,755.00	農用地区域外	15,755.00	中山間地域等直接支払交付金
	1	田	160.89	農地	160.89	実測（農用地面積の増）
	1	宅地	48.33	農地	48.33	実測（農用地面積の増）
小計①	15		15,964.22		15,964.22	
(除外) 倉庫兼車庫、農業用物置	1	田	86.69	農地	86.69	現況地目の内訳
農家住宅	1	田	709.49	農地	709.49	
		宅地	220.86	農地	220.86	
通路敷	1	畠	742.92	農地	742.92	
通路敷、駐車場	1	畠	254.79	農地	254.79	
分家住宅	1	畠	498.21	農地	498.21	
送電線用鉄塔	1	雑種地	70.00	農地	70.00	
非農地（非農地判定）	1	田	312.00	農地	312.00	
	9	畠	14,941.00	農地	14,941.00	
小計②	16		17,835.96		17,835.96	
(用途区分の変更： 1ha を超える場合)			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
合計 ①-②			-1,871.74		-1,871.74	

(2) 軽微な変更に係るもの（法施行令第10条関係）

変更後の用途	件数	現況地目別面積 m <sup>2</sup>	農用地利用計画上 の用途区分別面積 m <sup>2</sup>	備考
合計				

（注：備考欄に施行令第10条第1項各号の区分を記載する。）

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

経済事情の変動及びその他情勢の推移等の理由により、当該計画の変更が必要になった。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

申出地は集団的優良農用地ではないほか、汚水・雑排水対策及び隣接農地への被害防除措置も講じられており、周辺農用地への支障は無いことから、農業面に与える支障も無い。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

集団的優良農用地は、今後も農用地区域として確保する。

(様式第2号)

## 農業振興地域整備計画変更調書

## 第1 農用地区域の変更

## 1 農用地区域に編入しようとするもの

## 2 用途区分の変更をしようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用 途区分	農業関係事業 の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備 考
附図番号	所在						
合		計					

3 農用地区域から除外しようとするもの

計画変更箇所 附図番号	所 在	変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用 途 区 分	農業関係事業 の 実施及び計画	変更 理由	備 考
1	日和田町字向山40番 29	倉庫兼車庫、農 業用物置	田 86.69 m <sup>2</sup>	農地		〃	
2	日和田町梅沢字衛門 次郎原2番73	農家住宅	田 709.49 m <sup>2</sup>	農地		〃	
2	日和田町梅沢字衛門 次郎原2番74	農家住宅	宅地 220.86 m <sup>2</sup>	農地		〃	
3	田村町岩作字四十坦 69番	通路敷	畠 742.92 m <sup>2</sup>	農地		〃	
4	西田町高柴字福内26 番1	分家住宅	畠 498.21 m <sup>2</sup>	農地		〃	
5	西田町高柴字福内26 番1	通路敷、駐車場	畠 254.79 m <sup>2</sup>	農地		〃	
6	日和田町字古館161 番2	送電線用鉄塔	雑種地 70.00 m <sup>2</sup>	農地		〃	電気事業 供用
7~16	西田町芹沢字妻106 番1 他9件	—	田、畠 15,253.00 m <sup>2</sup>	農地		〃	非農地判 定による 除外
合		計	17,835.96 m <sup>2</sup>				

## 第2 その他の計画の変更

### 1 農業生産基盤の整備開発計画の変更

地区名 区域番号	変更前				変更後				変更理由
	図面番号	事業の種類	事業の概況	受益面積ha	図面番号	事業の種類	事業の概況	受益面積ha	

(注) 第1の変更が第2の1の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

### 2 農用地等の保全計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農用地等の保全の方向			
農用地等の保全のための活動			

### 農用地等保全整備計画の変更

地区名 区域番号	変更前				変更後				変更理由
	図面番号	事業の種類	事業の概況	受益面積ha	図面番号	事業の種類	事業の概況	受益面積ha	

(注) 第1の変更が第2の2の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

### 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向			
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策			

#### 4 農業近代化施設の設備計画の変更

地区 区域 番号 名 称	変更前					変更後					変 更 理 由	
	図面 番号	施設 の種 類	位置 及び 規模	受益範囲		図面 番号	施設 の種 類	位置 及び 規模	受益範囲			
				受益戸数	受益面積 ha					受益戸数	受益面積 ha	

(注) 第1の変更が第2の4の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

#### 5 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の変更

地区 区域 番号 名 称	変更前					変更後					変 更 理 由
	図面 番号	施設 の種 類	施設の内 容	位置及 び規模	施設の対 象者	図面 番号	施設 の種 類	施設の内 容	位置及 び規模	施設の対 象者	

(注) 第1の変更が第2の5の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

#### 6 農業従事者の安定的な就業の促進計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農業を担うべき者の安定的な就業の促進を図るための方策			

#### 農業従事者就業促進施設の変更

地区 区域 番号 名 称	変更前					変更後					変 更 理 由
	図面 番号	施設 の種 類	施設の内 容	位置及 び規模	施設の対 象者	図面 番号	施設 の種 類	施設の内 容	位置及 び規模	施設の対 象者	

(注) 第1の変更が第2の6の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

## 7 生活環境施設の整備計画の変更

地区 区域 名 番 号	変更前				変更後				変 更 理 由
	図面番号	施設等の種類	位置及び規模	利用の範囲	図面番号	施設等の種類	位置及び規模	利用の範囲	

(注) 第1の変更が第2の7の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

## 8 その他計画の変更

### 第3 附図の変更

現計画の附図を用いて、次の点に留意しながらそれぞれの計画変更の内容を明らかにした図面を作成し添付すること。

#### 1 附図1号－農用地利用計画変更

編 入……赤でかこみ、現利用計画の用途区分に従って色分けする。

除 外……赤でかこみ、赤で斜線を入れる。

用途区分……黒でかこみ、変更後の用途区分に従った色分けする。

なお、附図1号は、農用地利用計画変更にかかる第1の農用地区域の変更説明表を図面の余白にのり付けすること。

#### 2 附図2号～4号－農用地利用計画以外の計画変更

計画変更で廃止したもの…現計画図を黒の×印で削除する。

計画変更で新たに追加されたもの…新たに現計画図に加える。

(注) 1・2との変更箇所の位置及び規模が変更内容に従つたものとなるよう的確に表示すること。

## (様式第2号)別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図	計画変更箇所				
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
1	日和田町字向山40番29の内	田	86.69m <sup>2</sup>	第1号・第2号・第3号	農地(採草放牧地)
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
倉庫兼車庫と農業用物置を設置する。					
除外 変更要件の検討	法第13条第2項第1号	倉庫兼車庫の一部が申出地に越境しているものおよび農業用物置であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。			
	法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第3号	申出地は、北側、東側は農地、西側は道路、南側は宅地、農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第5号	取水、汚水、雑排水はなく、雨水は自然浸透及び北側水路へと排水するため、土砂等の流出はないことから変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。			
法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕					
法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )			
	当該地の選定理由				
軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○				
	〔 第2号 第3号 第4号 〕				

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1- (1) -カ- (ア) その他の2種 2-1- (1) -カ- (イ)
他法令との調整	開発行為の許可不要

## (様式第2号)別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図	計画変更箇所				
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
2	日和田町梅沢字衛門次郎原2番73、2番74	田	709.49m <sup>2</sup>	第1号・第2号・第3号	農地・採草放牧地
		宅地	220.86m <sup>2</sup>	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地

## 変更の目的及び必要性

農家住宅を建設するものである。

除外 変更要件の検討	法第13条第2項第1号	農家住宅を建設するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。
	法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。
	法第13条第2項第3号	申出地は、西側、東側は宅地、南側は道路、北側は農地であるが、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。
	法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。
	法第13条第2項第5号	雨水は自然浸透及び既存側溝へと排水する。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、既存側溝へと排水することから、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。
	法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕	
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )
	当該地の選定理由	

軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○
	[ 第2号 第3号 第4号 ]
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第1種農地
農地転用許可条項	2-1- (1) -イ- (ア) -a 集団農地 第1種農地 2-1- (1) -イ- (イ) -c -(e) 集落接続事業
他法令との調整	開発行為の許可不要

## (様式第2号) 別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所				
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分	
3	田村町岩作字四十坦69番	畠	742.92m <sup>2</sup>	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地 ( ) 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
通路を設置するものである。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	通路を設置するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。			
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第3号	申出地は、西側、南側は道路、北側、東側は農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第5号	取水はなく、汚水、雑排水はなく、雨水は自然浸透及び北側水路へと排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。			
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕					
法第10条第3項各号非該当の土地						
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )			
		当該地の選定理由				

軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○
	[ 第2号 第3号 第4号 ]
その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1- (1) -カ- (ア) その他の2種 2-1- (1) -カ- (イ)
他法令との調整	開発行為の許可不要

## (様式第2号) 別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所									
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分						
4	西田町高柴字福内26番1の内		畠	498.21m <sup>2</sup>	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地					
変更の目的及び必要性											
分家住宅を建設するものである。											
除外 変更要件の検討	法第13条第2項第1号	分家住宅を建設するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。									
	法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。									
	法第13条第2項第3号	申出地は、北側、東側、西側は道路、南側は農地であるが、集団農地を分断するものでなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。									
	法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。									
	法第13条第2項第5号	雨水は自然浸透、污水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、既存側溝へと排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。									
	法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。									
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕										
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )									
	当該地の選定理由										
軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○										
	〔 第2号 第3号 第4号 〕										
その他の事項による除外											

農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。

農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1- (1) -カ- (ア) その他の2種 2-1- (1) -カ- (イ)
他法令との調整	開発行為の許可不要

## (様式第2号) 別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図	計画変更箇所				
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
5	西田町高柴字福内26番1の内	畠	254.79m <sup>2</sup>	第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	農地 ( ) 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
進入路、駐車場を設置するものである。					
除外 変更要件の検討	法第13条第2項第1号	進入路、駐車場を設置するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。			
	法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第3号	申出地は、東側は宅地、西側、南側は道路、北側は農地であるが、集団農地を分断するものでなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第5号	取水はなく、雨水は自然浸透及び既存側溝へと排水するため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。			
	法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。			
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕				
法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )			
	当該地の選定理由				
軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○				
	〔 第2号 第3号 第4号 〕				

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1- (1) -カ- (ア) その他の2種 2-1- (1) -カ- (イ)
他法令との調整	開発行為の許可不要

## (様式第2号) 別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所						
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分			
6	日和田町字古館161番2		雑種地	70.00m <sup>2</sup> 第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地			
変更の目的及び必要性								
公益性が特に高い事業の実施による除外(電気事業供用) 規則第4条の5に該当する電気事業であるため、農用地等とすることが適当ではない。								
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号						
		法第13条第2項第2号						
		法第13条第2項第3号						
		法第13条第2項第4号						
		法第13条第2項第5号						
		法第13条第2項第6号						
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕	規則第4条の5に該当する電気事業用鉄塔であるため、農用地等とすることが適当ではない。						
	法第10条第3項各号非該当の土地							
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )					
		当該地の選定理由						
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○						
		〔 第2号 第3号 第4号 〕						

その他の事項による除外	
-------------	--

農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。

農地転用許可権者	
意見	
農地区分	
農地転用許可条項	
他法令との調整	

## (様式第2号) 別表1-1

## 変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図	計画変更箇所					
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分	
7~16	西田町芹沢字妻106番1 他9筆 別紙1のとおり	田	312.00m <sup>2</sup>	第1号・第2号・第3号	農地・採草放牧地	
		畠	14,941.00m <sup>2</sup>	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
農地法の運用において農地に該当しないと判断され、計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない、かつ、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないため、農業振興上除外することが適当である。法10条第3項非該当						
除外	法第13条第2項第1号					
	法第13条第2項第2号					
	法第13条第2項第3号					
	法第13条第2項第4号					
	法第13条第2項第5号					
	法第13条第2項第6号					
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕					
用途区分の変更	法第10条第3項各号非該当の土地	郡山市農業委員会にて農地に該当しないと判断され、周辺の農地との一体的な利用等も無く、農用地等とすることが適当な土地ではない。				
	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )				
	当該地の選定理由					

軽微な変更	*令第10条第1項に規定する軽微な変更に該当する場合は、該当する号に○		
	[ 第2号	第3号	第4号 ]
その他の事項による除外			
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。			
農地転用許可権者			
意見			
農地区分			
農地転用許可条項			
他法令との調整			

## 非農地判定等に伴う除外農用地一覧表

(単位: m<sup>2</sup>)

No	所在地	地目		非農地判定 時の現況	地積		除外理由 (農委月例総会)	非農地判定
		登記	現況		登記	現況		
7	西田町芹沢字妻106-1	畠	畠	山林	436.00	436.00	①	R7.5.20
8	中田町高倉字下羽廣215	畠	畠	山林	6,175.00	6,175.00	①	R7.5.20
9	中田町高倉字下羽廣221-1	畠	畠	山林	1,591.00	1,591.00	①	R7.5.20
10	西田町丹伊田字平光内305	畠	畠	原野	52.00	52.00	①	R7.6.18
11	中田町下枝字高屋敷129-2	畠	畠	原野	34.00	34.00	①	R7.6.18
12	中田町下枝字高屋敷129-3	畠	畠	山林	268.00	268.00	①	R7.6.18
13	中田町下枝字高屋敷385-2	畠	畠	原野	412.00	412.00	①	R7.6.18
14	中田町駒板字追越33	畠	畠	原野	5,883.00	5,833.00	①	R7.7.18
15	中田町駒板字成神平52-30	畠	畠	原野	140.00	140.00	①	R7.7.18
16	大槻町字上ノ山31	田	田	山林	312.00	312.00	①	R7.8.19

① 非農地判定

集計	現況地目	筆数	地積
	田	1筆	312.00m <sup>2</sup>
	畠	9筆	14,941.00m <sup>2</sup>
合計		10筆	15,253.00m <sup>2</sup>

## 変更箇所の個別検討表〔編入用〕(一件毎に作成)

対図番号	計画変更箇所			
	所在	地目	面積	編入後の用途区分
17~29	片平町字山田山32番1 他12筆 別紙2のとおり	田	15,755.00m <sup>2</sup>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">農地</span> 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性				
中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の適切な維持管理及び農業生産活動の継続が見込めるため、優良農地と判断できることから、農用地区域に編入するものである。				
法第10条第3項の該当号 (該当する項目の□にレを付すこと)	<input type="checkbox"/> 1号〔集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 <input type="checkbox"/> 2号〔土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 <input type="checkbox"/> 3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 <input type="checkbox"/> 4号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 <input checked="" type="checkbox"/> 5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備考				

## ■農振農用地区域への編入予定地一覧

別紙2

番号	所 在				地目		面積 (m <sup>2</sup> )
	行政区	大字	小字	地番	台帳	現況	
17	片平町		山田山	32-1	畠	田	707
18	片平町		山田山	32-2	田	田	4,432
19	片平町		山田山	32-3	原野	田	510
20	片平町		山田山	32-4	雑種地	田	506
21	片平町		山田山	32-6	田	田	980
22	片平町		山田山	32-7	田	田	1,532
23	片平町		山田山	32-8	田	田	3,075
24	片平町		山田山	32-9	田	田	351
25	片平町		山田山	32-12	原野	田	155
26	片平町		山田山	34-2	山林	田	545
27	片平町		山田山	35-3	山林	田	273
28	片平町		山田山	36-5	田	田	635
29	中田町	中津川	町田前	158-1	田	田	2,054
合計							15,755

※上記の全筆は、農振農用地に編入することについて、すべて土地所有者及び耕作者より同意を得ております。

集計	現況地目	筆数	地積
	田	13筆	15755m <sup>2</sup>
	合計	13筆	15755m <sup>2</sup>

## (様式第2号) 別表2

## 変更箇所の個別検討表〔編入用〕(一件毎に作成)

対図 番号	計画変更箇所			
	所在	地目	面積	編入後の用途区分
30・31	日和田町梅沢字衛門次郎原2番73、2番74 別紙3のとおり	田・宅地	209.22m <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 農地 <input checked="" type="checkbox"/> 採草放牧地 <input checked="" type="checkbox"/> 混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性				
実測による編入 実測した結果を農用地面積に反映させるために編入するものである。				
法第10条第3項の該当号 (該当する項目の□にレを付すこと)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号〔集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 <input type="checkbox"/> 2号〔土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 <input type="checkbox"/> 3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 <input type="checkbox"/> 4号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 <input type="checkbox"/> 5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備考				

## 農用地利用計画の変更について（編入）

(単位: m<sup>2</sup>)

変更前						変更後						変更 理由	面積増減		
地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分	地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分		農用地	施設 用地	非農用地
日和田町 梅沢	衛門次 郎原	2番73	田	1,137.00	農用地	日和田町 梅沢	衛門次 郎原	2番73	田	1,297.89	農用地	実測	160.89		
	衛門次 郎原	2番74	宅地	209.00	農用地		衛門次 郎原	2番74	宅地	257.33	農用地		48.33		

	農用地	施設用地	非農用地
合計	209.22	0.00	0.00